

令和4年度 御前崎市農作業の標準労働賃金を決めました

御前崎市農業労働力調整協議会では、農作業の標準労働賃金を定めています。標準労働賃金は、あくまで参考として定めたものです。ご自身で決めることができない場合に参考にしてください。

作業名	単位	基準賃金	備考	
一般作業(農作業全般)	時間当たり		静岡県最低賃金と同額	
田	乗用トラクター (ロータリーすき)	10% ^分 当たり	13,000円	
	代かき乗用トラクター	〃	14,000円	
	田植機田植え	〃	14,000円	側条施肥込
	コンバイン稲刈り	〃	27,000円	
	籾摺り	1俵当たり	2,000円	
	畦塗り	1畝 ^分 当たり	100円	
	やとこがり	10% ^分 当たり	12,000円	

条 件

- 1 弁当は持参する。
- 2 賃金は作業の内容、土壌、地形等の状況を適宜考慮する。
- 3 別途消費税および地方消費税を計上する。

照 会 農林水産課 ☎0537-1125

「本居宣長像自賛(掛軸)」が御前崎市指定文化財に指定されました

池宮神社資料館に展示されている「本居宣長像自賛(掛軸)」が8月26日、御前崎市指定文化財に指定されました。これによって、市指定文化財は28件になりました。

名称および員数 本居宣長像自賛掛軸 一幅

種 別 御前崎市指定有形文化財

所在地 御前崎市佐倉5162番地

所有者 池宮神社

時 代 江戸時代後期(18世紀末頃)

概 要

日本最古の歴史書「古事記」を研究し、「古事記伝」を執筆した「国学^{したいじん}四大人」の1人の本居宣長(1730~1801)が、自画像に賛^{*}を記した「本居宣長自画自賛六十一歳像」は、国指定重要文化財に指定されています。今回、市指定文化財に指定された掛け軸は、狩野派の画家がこれを模写し、本居宣長自ら賛を記したものです。

本居宣長の弟子である池宮神社第42代宮司の佐倉豊磨^{さくらとよまろ}(1757~1806)がこれを入手し、同神社で保管していたと考えられます。佐倉豊磨が本居宣長や栗田土満^{くりたひじまる}、賀茂真淵^{かものみ}など多くの国学者に師事して、この地域の国学隆昌や文化活動に関与していたことを伝える作品といえ、江戸時代中期から後期にかけた遠江の国学がいかに盛んであったかがわかります。御前崎市およびこの地方の文化史上とても貴重なものといえます。

※賛…絵画に書き込む詩や文章などのことで、他人に書いてもらうのが通例。



照 会 社会教育課 ☎0537-8735